



# 島根県報

令和3年7月30日（金）

第 230 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課) 2

### 【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類 (青少年家庭課) 2

保安林予定森林 (森林整備課) 3

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変  
更の届出 (中小企業課) 3

島根県土地利用対策要綱の一部改正 (用地対策課) 4

廃川敷地等の発生 (河川課) 4

### 【訓 令】

島根県公印規程の一部改正 (総務課) 5

### 【公 告】

令和3年度消防設備士講習の実施 (消防総務課) 5

林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出 (森林整備課) 6

特定計量器の定期検査の実施 (商工政策課) 6

公共測量の実施 (技術管理課) 8

### 【特定調達公告】

令和3年度「しまねのイメージ」発信業務に係る随意契約の相手方等 (広聴広報課) 8

### 【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施 (警察本部) 8

## 公布された条例等のあらまし

◇島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(規則第100号)

### 1 規則の概要

- (1) 島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により救護施設等が整備すべき帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとした。(別表第1関係)
- (2) その他規定の整備

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第100号

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年島根県規則第113号)の一部を次のように改正する。

別表第1食品衛生法施行条例(平成11年島根県条例第51号)の項を次のように改める。

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第62号)	第9条及び第19条第3号
--	--------------

別表第2食品衛生法施行条例(平成11年島根県条例第51号)の項を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第507号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16107	雑誌	無敵恋愛S*girl 2021年8月号	(株)ぶんか社	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものと認められるため。
16108	雑誌	Young Love Comic aya 2021年8月号	(株)宙出版	

16109	雑誌	MAGAZINE BE×BOY 2021年8月号	(株)リブレ	(1) 性的感情を著しく刺激するもの
16110	雑誌	d r a p 2021年8月号	(株)コアマガジン	(2) 粗暴性を著しく助長し、又は 残虐性を助長するもの
16111	雑誌	実話ナックルズ 2021年8月号	(株)大洋図書	
16112	雑誌	ラジオライフ 2021年8月号	(株)三オブックス	(3) 自殺又は犯罪を誘発するもの

### 島根県告示第508号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸山達也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町原田108-1、1633-2、1634-1、1634-2

#### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第509号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和3年7月30日

島根県知事 丸山達也

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパルク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

##### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

退店：株式会社かみのや（つばさユニフォーム） 島根県浜田市朝日町1431 代表取締役 天羽 貴彦

##### (4) 変更の年月日

令和3年6月30日

- 2 届出年月日  
令和3年7月19日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
  - (2) 意見書に記載すべき事項
    - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
    - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
    - エ 意見の内容
    - オ 意見を述べる理由
  - (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第510号

島根県土地利用対策要綱（昭和60年島根県告示第330号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号中「㊦」を削る。

様式第4号中「㊦」及び「㊦」を削る。

様式第5号から様式第7号までの様式中「㊦」を削る。

様式第8号中「㊦」及び「㊦」を削る。

様式第9号から様式第11号までの様式中「㊦」を削る。

様式第12号中「㊦」及び「㊦」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年8月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示による改正前の島根県土地利用対策要綱の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 島根県告示第511号

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川の名称  
二級河川浜田川水系浜田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和3年7月30日
- 3 廃川敷地等の位置  
浜田市殿町1203番地
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 3,983.90平方メートル

## 訓 令

### 島根県訓令第12号

本 庁  
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1 建築主事印の項中「各県土整備事務所長」の次に「（出雲県土整備事務所長を除く。）」を加える。

別表第3 第38号中「食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）」を「食品衛生法施行条例（令和3年島根県条例第14号）」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和3年7月30日から施行する。

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、令和3年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 受講対象者
  - (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
  - (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者
- 2 講習年月日及び場所

講 習 区 分	免 状 の 区 分	講 習 年 月 日	場 所
消火設備	第1類の甲種	令和3年9月29日	松江市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
	第3類の甲種		
	〃 乙種		

警報設備	第4類の甲種	令和3年10月8日	出雲市
	〃 乙種		
	第7類の乙種		
避難設備・消火器	第5類の甲種	令和3年10月20日	出雲市
	〃 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

### 3 講習科目及び講習時間

(1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分

(2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

### 4 受講申請手続

(1) 受講申請書の請求先

(一社) 島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課及び隠岐支庁並びに各消防本部

(2) 受講手数料

7,000円（これに相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。）

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

令和3年8月16日から同年9月3日まで（郵送の場合は、9月3日の消印有効）

イ 提出先

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル「(一社) 島根県消防設備協会」（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。）

### 5 問合せ先

〒690-0888

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル2F

(一社) 島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-33-7255

F A X 0852-33-7291

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸山達也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所	変更年月日
	変更前	変更後		
44	松江森林組合 代表理事組合長 林 干城	松江森林組合 代表理事組合長 永江 一	松江市乃白町219番地	令和3年7月13日

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第

2項の規定により公告する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸山達也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月15日から12月17日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
8月30日から11月8日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
吉賀町	9月1日	9時30分から16時30分まで	吉賀町役場
	9月2日	9時30分から15時30分まで	
	9月3日	9時30分から11時まで	
津和野町	9月14日	9時30分から16時まで	津和野町役場
	9月15日	9時30分から12時まで	
	9月16日	9時30分から16時まで	
	9月17日	9時30分から11時まで	
江津市	9月27日	13時から16時まで	江津市役所
	9月28日	9時30分から15時30分まで	
	9月29日から9月30日まで	9時30分から16時30分まで	
	10月1日	9時30分から12時まで	
出雲市	10月4日	10時から16時まで	出雲市役所
	10月5日	10時から15時30分まで	
	10月6日	10時から16時まで	
	10月7日	10時から15時30分まで	
	10月11日	10時から16時まで	
	10月12日から10月15日まで	10時から15時30分まで	
	10月25日から10月28日まで	10時から15時30分まで	
	10月29日	10時から16時まで	
	11月9日から11月12日	10時から16時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間  
令和3年6月25日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域  
出雲市全域

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
令和3年度「しまねのイメージ」発信業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年7月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社JR西日本コミュニケーションズ山陰支店 山陰支店長 陶山 正明 鳥取県米子市道笑町二丁目252番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
99,861,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号の規定による。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第86号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和3年7月30日



## 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務1級	学科試験	令和3年11月10日(水) 午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和3年12月15日(水) 午前9時から午後5時まで	
施設警備業務2級	学科試験	令和3年11月10日(水) 午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和3年12月2日(木) 午前9時から午後5時まで	

## 2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

## 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

## (1) 施設警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 施設警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 施設警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## (2) 施設警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## 4 受検資格

## (1) 施設警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 施設警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

令和3年10月18日（月）から同月22日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

## (4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

## 6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

## 7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032又は3034）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。